

第1号様式（第9条関係）

条 例 見 直 し 調 書

		作成年度	令和5年度	次回見直し予定	令和10年度
条 例 名	福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例				
条 例 番 号	平成25年神奈川県条例第12号	法 規 集	第6編第1章第6節		
所 管 室 課	福祉子どもみらい局福祉部障害福祉課				
条 例 の 概 要	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第80条第1項の規定に基づき、福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定めている。				
検 討	視 点	検 討 内 容			備 考
	必要性 （ 現在でも 必要な条 例か。 ）	本条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律により条例で定めることとされている福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定めており、今後、福祉ホームを運営等する者がいる場合には、本条例に基づいて実施するため、必要な条例である。			
	有効性 （ 現行の内 容で課題 が解決で きるか。 ）	福祉ホームを運営等する者がいる場合には、本条例に基づき、届出事項の審査及び指導を行うこととしており、適切な地域生活支援事業における支援の提供を確保するため、有効に機能する。			【施設数】 0施設（令和5年4月1日）
	効率性 （ 現行の内 容で効率 的といえ るか。 ）	本条例で定める設備及び運営に関する基準は、明確かつ限定的であり、効率的である。			
	基本方針適合性 （ 県政の基 本的な方 針に適合 している か。 ）	本条例で定める事項は、「障害者が地域で安心してくらするしくみづくり」を進める「かながわランドデザイン」の方向性に合致し、また「第6期神奈川県障がい福祉計画」の基本的な視点である「イ 地域生活への移行及び地域生活の継続に向けた支援」に寄与するものであり、県政の基本方針に適合している。			
	適法性 （ 憲法、法 令に抵 触しな いか。 ）	本条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき厚生労働省令に定める基準に従い、又は基準を標準とし、若しくは参酌した内容となっている。現行の内容で有効に機能しており、憲法、法令等に抵触しないものである。			
その他					
見 直 し 結 果	① 改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。	理 由 等 条例の運用上の課題は見受けられないため。			
	② 改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。				
	③ 改正を検討する。運用の改善等の必要はない。				
	④ 改正及び運用の改善等を検討する。				
	⑤ 廃止を検討する。				